

保存有給制度に関する協定

株式会社 と、株式会社 労働組合とは、保存有給制度の運用に関し、以下の通り協定する。

第1条（目的）

保存有給制度とは、就業規則第 条（年次有給休暇）の定めにより、消滅する年次有給休暇のうち、上限日数を設けた上で、それを積み立てる制度をいう。

2．積立された保存有給は、社員の私傷病による長期療養の際などに活用することができる。

第2条（積立上限日数）

この制度による有給休暇の積立日数は40日を上限とする。

第3条（保存有給の使用）

保存有給は、以下の各号の一に該当する場合に使用することができる。

私傷病により療養する場合であって、医師の診断により1ヶ月以上の休業加療が必要とされたとき
その他労使で協定した事由により休業するとき

2．前項第1項により保存有給を使用する場合には、保有している年次有給休暇のうち、5日を超える部分を優先取得するものとする。

第4条（申請手続）

保存有給を使用するにあたっては、医師の診断書を添えて所定の申請書を総務部長に提出しなければならない。

第5条（出勤率の算定）

保存有給を使用した日の出勤率の取り扱いは以下のとおりとする。

翌年度の年次有給休暇算出のための出勤率計算については出勤したものとして取り扱う。

賞与支給額算定においては欠勤として取り扱う。

退職金支給額算定においては欠勤として取り扱う。

就業規則第 条に定める休職の取り扱いに関しては、欠勤したものとして取り扱う。

第6条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までの1年間とし、会社、労働組合に異議のない場合には、1年間延長するものとする。また、それ以降についても同じ取り扱いとする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長

印

株式会社
執行委員長

労働組合

印